

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 25 日 (金) 第 297 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 地 球 温 暖 化 対 策 推 進 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (環境林務課取扱い) 1
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 1
- 鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会計課取扱い) 2
- 公 安 委 員 会 規 則**
- 鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 勉 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (警務課取扱い) 3
- 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程**
- 県立病院局組織規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 4
- 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※) (県立病院課取扱い) 4

規 則

鹿 児 島 県 地 球 温 暖 化 対 策 推 進 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 9 号

鹿 児 島 県 地 球 温 暖 化 対 策 推 進 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 地 球 温 暖 化 対 策 推 進 条 例 施 行 規 則 (平 成 22 年 鹿 児 島 県 規 則 第 27 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 6 条 の 見 出 し 及 び 同 条 第 1 項 中 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 」 に 改 め、 同 条 第 2 項 及 び 第 3 項 中 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 の 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 の 」 に、 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 書 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 書 」 に 改 め、 同 条 第 5 項 中 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 の 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 の 」 に、 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 廃 止 届 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 廃 止 届 」 に 改 め る。

別 記 第 1 号 様 式 中 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 書 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 書 」 に、 「 量 の 抑 制 」 を 「 量 の 削 減 」 に 改 め る。

別 記 第 2 号 様 式 中 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 書 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 書 」 に 改 め る。

別 記 第 3 号 様 式 中 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 廃 止 届 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 廃 止 届 」 に、 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 を 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 を 」 に 改 め る。

別 記 第 4 号 様 式 中 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 抑 制 計 画 」 を 「 温 室 効 果 ガ ス 排 出 量 削 減 計 画 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は、 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

.....

製 菓 衛 生 師 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 10 号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年鹿児島県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項 中 「無 帽 ， 正 面 上 三 分 身 の 名 刺 判 」 を 「正 面 向 き ， 上 半 身 ， 無 帽 の 縦 4.5 セ ン チ メ ー ト ル ， 横 3.5 セ ン チ メ ー ト ル 」 に 改 め ， 同 項 第 2 号 ア を 次 の よ う に 改 め る 。

ア 学 校 教 育 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 26 号 ） 第 57 条 に 規 定 す る 者 （ 法 附 則 第 3 項 の 規 定 に よ り

同 条 に 規 定 す る 者 と み な さ れ る 者 を 含 む 。 ） で あ る こ と を 証 す る 書 類

第 3 条 第 1 項 第 3 号 中 「 （ 別 記 第 8 号 様 式 ） 」 を 削 る 。

別 記 第 1 号 様 式 中

氏 名		」 を
氏 名		
旧姓・通称名		」 に
旧姓・通称名		

改 め ， 同 様 式 注 中 「 日 本 の 国 籍 を 有 し な い 」 を 「 外 国 籍 の 」 に 改 め る 。

別 記 第 2 号 様 式 中 「 氏 名 （ 性 別 ） 」 を

「 氏 名

旧 姓 ・ 通 称 名 に 改 め ， 「 も の （ 出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 ） の 次 （ 併 記 を 希 望 す る 場 合 ） 」

に 「 （ 昭 和 26 年 政 令 第 319 号 ） 」 を ， 「 日 本 国 と の 平 和 条 約 に 基 づ き 日 本 の 国 籍 を 離 脱 し た 者 等 の 出 入 国 管 理 に 関 す る 特 例 法 」 の 次 に 「 （ 平 成 3 年 法 律 第 71 号 ） 」 を ， 「 住 民 基 本 台 帳 法 」 の 次 に 「 （ 昭 和 42 年 法 律 第 81 号 ） 」 を 加 え ， 同 様 式 注 中 「 日 本 の 国 籍 を 有 し な い 」 を 「 外 国 籍 の 」 に 改 め ， 同 様 式 注 中 注 を 注 1 と し ， 同 様 式 注 に 次 の よ う に 加 え る 。

2 旧 姓 ・ 通 称 名 は ， 免 許 証 に 旧 姓 の 併 記 を 希 望 す る 場 合 に あ つ て は そ の 旧 姓 を ， 外 国 籍 の 者 が 免 許 証 に 通 称 名 の 併 記 を 希 望 す る 場 合 に あ つ て は そ の 通 称 名 を 記 載 す る こ と 。

3 2 に よ り 旧 姓 又 は 通 称 名 を 記 載 し た 場 合 は ， そ の 旧 姓 又 は 通 称 名 を 確 認 で き る も の を 添 付 す る こ と 。

別 記 第 5 号 様 式 中 「 氏 名 （ 旧 ） （ 新 ） 」 を

「 氏 名 （ 旧 ） （ 新 ）

旧 姓 ・ 通 称 名 （ 旧 ） に 改 め ， 同 様 式 注 中 「 日 本 の 国 籍 を 有 し な い 」 を （ 併 記 を 希 望 す る 場 合 ） （ 新 ） 」

「 外 国 籍 の 」 に 改 め ， 同 様 式 注 中 注 を 注 1 と し ， 同 様 式 注 に 次 の よ う に 加 え る 。

2 旧 姓 ・ 通 称 名 は ， 新 た に ， 旧 姓 又 は 外 国 籍 の 者 に よ る 通 称 名 の 併 記 を 希 望 す る 場 合 に あ つ て は 「 （ 旧 ） 」 の 欄 は 空 欄 に し ， 旧 姓 又 は 通 称 名 の 併 記 の 削 除 を 希 望 す る 場 合 に あ つ て は 「 （ 新 ） 」 の 欄 は 空 欄 に す る こ と 。

附 則

- 1 この規則は，公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の製菓衛生師法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

.....
鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 4 年 3 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 規 則 第 11 号

鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 （ 昭 和 39 年 鹿 児 島 県 規 則 第 3 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別表第 1 中 「 ふ化場確認申請手数料 」 を

「 ふ化場確認申請手数料
畜舎建築利用計画認定申請手数料 」 に、

「 解体工事業者登録簿閲覧手数料 」 を

「 解体工事業者登録簿閲覧手数料
管理計画認定又は認定更新申請手数料
管理計画変更認定申請手数料 」 に、

「 技能検定員資格者証交付手数料 」 を

「 運転技能検査手数料
技能検定員資格者証交付手数料 」 に、

「 特定任意講習手数料 」 を

「 一般特定任意講習手数料 」 に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中

「 技能検定員資格者証交付手数料 」 を

「 運転技能検査手数料
技能検定員資格者証交付手数料 」 に、

「 特定任意講習手数料 」 を

「 一般特定任意講習手数料 」 に改める部分は、同年 5 月 13 日から

施行する。

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 4 号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和 59 年鹿児島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 4 項中「鹿児島県警察の勤務管理システムの運用に関する訓令（平成 22 年鹿児島県警察本部訓令第 26 号）に定める勤務管理システム」の次に「（以下「勤務管理システム」という。）」を加える。

第 30 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

（犯罪予防等通訳作業手当）

第 30 条の 4 条例第 31 条の 4 に規定する犯罪予防等通訳作業手当は、本部又は警察署に勤務する職員のうち、警察本部長が部内通訳人として決定した職員に支給する。

2 犯罪予防等通訳作業手当の額は、その作業に従事した日 1 日につき、560 円とする。

（船舶警ら等作業手当）

第 30 条の 5 条例第 31 条の 5 に規定する船舶警ら等作業手当は、生活安全部地域課及び奄美警察署に勤務する職員のうち、船舶警ら等の作業を担当する職員に支給する。

2 船舶警ら等作業手当の額は、その作業に従事した日 1 日につき、340 円とする。

第 31 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、勤務管理システムを使用して特殊勤務手当の作業実績を記録したときは、当該記録に基づき特殊勤務手当を支給するものとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 3 号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成 18 年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項の表中

総合内科部長 内科部長	内科診療等に関する事務	を
総合内科部長 内科主任部長 内科部長	内科診療等に関する事務	に、
第一呼吸器内科部長 第二呼吸器内科部長	呼吸器内科診療等に関する事務	を
呼吸器内科部長	呼吸器内科診療等に関する事務	に、
小児科部長 第一小児科部長 第二小児科部長	小児科診療等に関する事務	を
小児科部長	小児科診療等に関する事務	に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第 4 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成 18 年鹿児島県県立病院局企業管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条 の 2 第 2 項 に 次 の た だ し 書 を 加 え る。

た だ し ， 感 染 管 理 認 定 看 護 師 の 資 格 を 有 す る 職 員 に 対 し て 支 給 す る 専 門 資 格 業 務 手 当 の 額 は ， 1,000 円 と す る。

別 表 第 7 ウ の 表 県 立 大 島 病 院 の 項 中 「

副 院 長
事 務 長

」 を

「

事 務 長

」 に 改 め ， 同 表 県 立 薩 南 病 院 の 項 中

「

副 院 長

」 を 「

副 院 長
放 射 線 科 部 長

」 に

改 め ， 別 表 第 7 エ の 表 県 立 始 良 病 院 の 項 中 「

事 務 長

」 を

「

事 務 長
診 療 部 長

」 に 改 め ， 同 表 県 立 薩 南 病 院 の 項 中

「

放 射 線 科 部 長

」 を 「

臨 床 検 査 技 師 長

」 に

改 め ， 同 表 県 立 北 薩 病 院 の 項 中 「

副 院 長
事 務 長
薬 局 長

」 を

「

事 務 長

」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 程 は ， 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。